

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING

## ボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格

### 第1章 総 則

#### 第1条 (目的及び定義)

ボウリング施設、設備及び競技用具は、すべて国際ボウリング連盟 (International Bowling Federation 略称: IBF) の国際規格に従うものとし、以下に示す規格による。ただし、これらに該当しない新規のものについては、認証規程第3条を適用する。

### 第2章 レーン規格

#### 第2条 (はじめに)

- (1) 本章では基本的な仕様について言及する。詳細な技術仕様及び試験方法は、USBC Equipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipment-specifications>) で言及するものとする。
- (2) 競技会役員は、この章に含まれるすべての規定に関して最終的な措置を講じる権限を与えられる。
- (3) 以下では、参照を目的としてメートル寸法が記載される。紛争が起こった場合には、英国法に基づいた基準が優先し、下記の換算係数を適用するものとする。
  - ・ 1 インチ = 25.4 ミリメートル
  - ・ 1 フィート = 12 インチ = 304.8 ミリメートル
  - ・ 1 ポンド = 0.453 キログラム
  - ・ 1 オンス = 28.349 グラム

#### 第3条 (材 質)

- (1) フラットガター、キックバック、アプローチを含むボウリングレーンは、木材と合成材料の両方またはいずれか一方を使用するものとする。
- (2) 指定された期限までに承認された方法で、材質の検査を行うものとする。

#### 第4条 (アプローチ)

- (1) ファールラインから 15 フィート (4.572 メートル) 以上の位置、且つ 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) 以上の窪みがない位置にアプローチを設けるものとする。
- (2) アプローチの幅は、レーンの幅以下にならないように設定するものとする。

#### 第5条 (ファールライン及びファール審判設備)

- (1) ファールラインは 3/8 インチ (9.5 ミリメートル) 未満にならないように、且つ、幅が 1 インチ (25.4 ミリメートル) 以上にならないように設定するものとする。レーンとアプローチが区別できるように印をするものとする。ファールラインは最低でもレーンと同じ幅で設定するものとする。

ファールラインは、レーンから投球者の手の触れる範囲にある壁や柱まで延長するものとする。
- (2) 壁、柱、ディビジョンボード、ファールラインの延長線上においてファールラインの明確な印をする場合がある。
- (3) 各公認競技場は、ファール審判設備を稼働可能な状態にしておくものとする。または、ファール審判員がファールラインの延長線上に立つかファールラインの直ぐ上に立ちファールライン全体が見渡せる状態を作るものとする。

#### 第6条 (長さと幅)

- (1) ピンデッキを含むレーン全体の長さは、62 フィート 10 インチ 3/16 (19.156 メートル)

## 【資料# 2-2】

ル)を基準寸法とする。この測定は、レーン側のファールラインからピンデッキ後部(テールプラנקは含まない)までとする。

- (2) ファールラインから1番ピンのピンスポット中心までを、60フィートとし、その許容範囲を±1/2インチ(18.288メートル、±13ミリメートル)とする。
- (3) 1番ピンスポット中心からピンデッキ後部の縁(テールプラנקは含まない)までを、34インチ3/16、±1/16インチ(86.85センチメートル、±1.5ミリメートル)とする。
- (4) レーンの幅を41インチ1/2、±1/2インチ(1.054メートル、±12.7ミリメートル)とする。レーンにガターを加えた幅は60インチ(1.524メートル)以上、60インチ1/4(1.530メートル)以内とする。

### 第7条(表面)

- (1) 表面に溝や隆起があってはならない。レーン表面に、0.040インチ(1ミリメートル)以上のくぼみや、レーンの幅である42インチ(1.067メートル)の間に0.040インチ(1ミリメートル)以上の傾斜があってはならない。
- (2) レーンの端から端まで、同じレーンフィニッシュ(レーンコーティング材)を使用するものとする。公認装置で計測したレーン表面の摩耗係数が、29を超えないように設定するものとする。
- (3) すべてのレーンのレーンフィニッシュ、およびすべての合成レーンサーフェイスは、公認競技会で使用する前に、摩擦係数のテストを受ける必要がある。

### 第8条(レーンの各仕様)

ピンデッキ、ガター、キックバック、リアクション及びピットの詳細な仕様について、USBC Equipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipmentspecifications>)を参考のこと。

### 第9条(ピンセッティング装置)

- (1) 全てのピンセッティング装置について、予め定められた手順でテストや承認を行うものとする。
- (2) 競技会で通常発生するあらゆる状況下で動作するように設計されていなければならない。

### 第10条(マーキングまたはデザイン)

- (1) レーンやアプローチのマーキングまたはデザインは、ここで指定する仕様を満たしているものとする。
- (2) ファールラインから測定した、アプローチ上の次の各点に最大で7つのガイドを組み込む、または刻印することができる。2-6インチ(5.1-15.2センチメートル); 9-10フィート(2.743-3.048メートル); 11-12フィート(3.353-3.658メートル); 14-15フィート(4.267-4.572メートル)。各ガイドはファールラインに対して平行、均一、丸型であり、直径3/4インチ(1.9センチメートル)を超えないものとする。
- (3) ファールラインを超えたレーン上の6-8フィート(1.828-2.438メートル)離れた地点に、ファールラインと平行な最大10個のガイドを埋め込むか、または刻印することができる。各ガイドは均一な円形で、直径が1.9センチメートル(3/4インチ)を超えてはならないものとする。
- (4) ファールラインを超えたレーン上の12-16フィート(3.658-4.877メートル)離れた地点に、最大で7個のターゲットを組み込む、または刻印するものとする。各ターゲットは均一とし、1つ以上の釘、矢、菱形、三角形、四角形をデザインとする場合がある。各ターゲットを覆う表面は、幅1 1/4インチ(3.18センチメートル)、長さ6インチ(15.24センチメートル)を超えないものとする。各ターゲットはそれぞれ等距離で、均一パターンとなるように設定するものとする。
- (5) ファールラインを超えたレーン上の33-44フィート(10.058-13.411メートル)離れた地点に、最大で4個のターゲットを置くことができる。各ターゲットの外観は均一旦

## 【資料# 2-2】

つ幅がシングルボード以下、または長さ 36 インチ(91.44 センチメートル)以下に設定するものとする。

- (6) マーキングやデザインを組み込む場合に使用可能な素材は木、ファイバー、またはプラスチックである。また、これらはレーン、アプローチの表面と同じ高さで設定するものとする。マーキングやデザインを組み込む場合は直接木材に対して行い、通常の再塗装で使用するラッカーや同等の透明材料でこれらを覆うものとする。形状及び寸法は一競技場の少なくとも 1 ボックス(2レーン)に関しては同一でなければならない。

### 第 11 条 (レーン表面の保護)

レーンの表面保護のためレーンコンディショナー等の塗布は、各レーン均一とし、レーン保護の目的以外に故意に塗布の方法を変えてはならない。レーンコンディショナー、その他いかなる方法においても故意に得点を出すように工作した場合、当該記録はすべて公認されない。

レーン表面保護のために使用するオイルは、USBC が認定したオイルのみとする。

## 第 3 章 ピン規格

### 第 12 条 (はじめに)

- (1) 本章では基本的な仕様について言及する。詳細な技術仕様及び試験方法は、USBCEquipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipment-specifications>) で言及するものとする。
- (2) 競技会役員は、この章に含まれるすべての規定に関して最終的な措置を講じる権限を与えられる。

### 第 13 条 (材 質)

- (1) 承認された木製ピンは、新品の良質な楓で作られなければならない。
- (2) 各ピンは、本章の仕様に合致するものであれば、単体又は張り合わせで構成されていてもよい。
- (3) 楓材以外の材料で作られたピンは技術仕様に適合し、試験ならびに承認を受けたものであれば、楓材と同等の条件を満たすものとする。

### 第 14 条 (重 量)

非木材(合成)ピンは、試験時に独自の重量制限を設ける。その重量の範囲は、最小から最大までの差が合計 2 オンスを超えてはならず、承認された重量の範囲外のピンは、競技会では認められない。

### 第 15 条 (重 心)

ピンの重心位置は、底部より測定して、5 インチ 60/64 (15.08 センチメートル) 以内、5 インチ 40/64 (14.28 センチメートル) 以上の位置にななければならない。

### 第 16 条 (含水率)

すべてのピンは、製造時において含水率は 6%以上 12%以内とする。張り合わせて造ったピンの含水率は、張り合わせ時に個々の板に 2%以上の差があってはならない。

### 第 17 条 (仕上げ)

- (1) 単一成型または張り合わされたピンは、一般的に認められている木材仕上げで仕上げられ、ネックマーキング、識別記表示、名称を除き、透明(クリア)または白色顔料で塗装されなければならない。塗装膜の厚さが 4/1000(0.004)インチの通常の木材仕上げが許容される。
- (2) 競技会で使用されるピンは、本来のメーカーまたは販売業者の名称と商標のみが記載され、「USBC 承認」のマークがなければならない。
- (3) 合理的な摩耗やネックマーキングと色を除き、1 セットのピンの仕上げやラベルの外観は均一でなければならない。

## 【資料# 2-2】

- (4) 競技会では色付きのピンを使用することが許されるが、セット全体が同色であることを条件とする。

### 第 18 条 (形状・寸度)

- (1) 各ピンの高さは 15 インチ±1/32 インチ (380-382mm) とする。
- (2) 最大直径は、ベースから 4.5 インチ (114mm) 上の位置で 4.755-4.797 インチ (121-122mm) である。
- (3) ピンの頭部は、半径 1.273 インチ±1/32 インチ (31.5-33mm) の均一な弧を描くものとする。
- (4) ベースアタッチメントは、USBC Equipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipment-specifications>) に定められた仕様に従って承認され、製造されたものでなければならない。
- (5) ストリングピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) のピンは、ストリング (ひも) を通すためにピンの上部と側面に小さな穴を開けることができる。ただし、穴を開けた後のピンの重量は第 14 条の重量に定められている範囲内でなければならない。

### 第 19 条 (表面硬度)

ピン各部における表面硬度は、平均したもので規定の範囲内にあるものとする。

### 第 20 条 (ピンの補修)

- (1) プラスチック塗装されたピンの汚れや表面のささくれを取り除くためのスチールウールやサンドペーパーの使用、補助的仕上げ剤の塗布および補修は、これらの方法が USBC Equipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipment-specifications>) に概説された手順に適合している限り、許容される保全手段である。
- (2) 未評価ならびに未承認のピンの塗装や補助的仕上げは、いかなる場合にも行ってはならない。
- (3) 公認の競技に使用するピンはなるべく新しいものを用いるものとする。
- (4) ストリングピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) 全てのピンが均等に摩耗し、より安定したプレーができるように、ストリングピンセッターのセンターでは、ピンを最低 90 日ごとにローテーションさせ、ピンを維持させるピンローテーションプログラムを組むよう推奨されている。

## 第4章 ボウリングボール

### 第21条 (はじめに)

- (1) 本章では基本的な仕様について言及する。詳細な技術仕様及び試験方法は、USBC Equipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipment-specifications>) で言及するものとする。
- (2) 1991年1月1日以降に製造され、トーナメント開始日の最新のUSBC公認ボールリスト (<https://bowl.com/approved-ball-list>) に載っているボウリングボールのみが、競技会での使用を許可される。
- (3) 競技会役員は、この章に含まれるすべての規定に関して最終的な措置を講じる権限を与えられる。

### 第22条 (素 材)

- (1) ボールは固形物(すなわち、液体ではない)であるものとする。ボールは非金属組成とするが、製造時に生成された微小の反射粒子や装飾の薄片で、透明なシェルの厚さ1/4インチ(6.4mm)以下のものは除外する。ボールの素材はバランスに影響せず、当該素材の合計量は1ボール当たり1/2オンス(14グラム)を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。
- (4) ボウラズトラックエリア内に亀裂がある場合、そのボールは使用できない。ボールの表面に現れる、長さ3インチ(7.62センチメートル)以上、または幅1/8インチ(3.175ミリメートル)以上のものを亀裂として定義する。

### 第23条 (重量とサイズ)

- (1) ボールの重量は16.00ポンド(7.25キログラム)以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は27.002インチ(68.58センチメートル)以下、26.704インチ(67.83センチメートル)以上であるとする。直径は8.595インチ(21.83センチメートル)以下、8.500インチ(21.59センチメートル)以上であるとする。

### 第24条 (バランス)

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10ポンド(4.53キログラム)を超える重量
  - (イ) ボールの上半分(指穴側)と下半分(指穴の反対側)の差が3オンス(85グラム)以内とする。(トップ/ボトムウェイト)
  - (ロ) フィンガーホール(指穴)の左右・前後の差が3オンス(85グラム)以内とする。(サイドウェイト)(サム/フィンガーウェイト)
  - (ハ) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも3オンス(85グラム)以上の差があってはならない。
- (2) 10ポンドから8ポンド(4.53キログラムから3.62キログラム)
  - (イ) ボールの上半分(指穴側)と下半分(指穴の反対側)の差が2オンス(57グラム)以内とする。(トップ/ボトムウェイト)
  - (ロ) フィンガーホール(指穴)の左右・前後の差が3/4オンス(21グラム)以内とする。(サイドウェイト)(サム/フィンガーウェイト)

## 【資料# 2 - 2】

- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
  - (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
  - (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (3) 8 ポンド (3.62 キログラム) より軽いボール
- (イ) ボールの上半分 (指穴側) と下半分 (指穴の反対側) の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。(トップ/ボトムウェイト)
  - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。(サイドウェイト) (サム/フィンガーウェイト)
  - (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
  - (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
  - (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。

### 第 25 条 (ドリリング規格)

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー 1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリップングのために使用できること、投球中にグリップングのために使用していないホールがあってはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。
- (4) 投球時にボールを握る目的で使用しない指穴は、バランスホールとみなし、バランスホールは禁止する。

### 第 26 条 (表面)

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あってはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの溝とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。
- (4) 両手投げ・サムレスのグリップ方向指定としてサムレススタイルはボールをグリップする際の方向を明らかにするため、手のひらで隠れる位置に (+) マークを刻印しなければならない。この (+) マークは表面の窪みや溝、傷とみなさない。+マークについては以下の条件で付けるようにする。
  - a) 中心点より直下 (2 インチ (5.08 センチメートル) ぐらいの場所) で手のひら中心付近につけること
  - b) サイズは 0.3937 インチ (1 センチメートル) 以上 0.7874 インチ (2 センチメートル) 程度、深さについては特に定めないが、ローリングトラックにかかる場合はレーンに傷がつ

## 【資料# 2 - 2】

かない深さとする

- c) マークを付ける道具については特に定めないこととする

### 第 27 条 (器 具)

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること
- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下であること

### 第 28 条 (補助用具)

投球はすべて手動で行われなければならない。

投球時に外れたり、投球中に可動するような装置をボールに組み込んだり、取り付けたりすることはならない。

ただし、切断などにより手またはその大部分を失った場合、ボールを掴んだり、投球したりするのを補助する特別な器具を使用することができる。

### 第 29 条 (硬 度)

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温(20~25度)で72デュロメーターD以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。
- (3) USBC 公認ボールリスト (アプルーブリスト) に掲載されているボール及び JB 公認ボールは硬度検査を不要とし使用を認める。

### 第 30 条 (クリーニング)

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えず、投球前にボールから拭き取るという条件で使用できる。

第 136 条の条文のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

### 第 31 条 (プラグ・デザイン・ロゴ・マーク)

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作ってはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のままは禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があってはならない。(ソリッドをプラグの代わり使用してはならない)
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合していなければならない。密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをは

## 【資料# 2 - 2】

つきり見えるように付けておくものとする。

### 第 32 条 (製造仕様)

サイズ、丸み、硬度、回転半径、反発係数、摩擦係数の製造仕様は、USBC Equipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipment-specifications>) で言及するものとする。

### 第 33 条 (トーナメント会場で計測されなければならない規格 (当日検量))

- (1) 16 ポンド (7.25 キログラム) を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや窪みは5つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (4) 検査のための穴を1つ開けることが許される、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。
- (5) バランスは第 24 条のとおりとする。
- (6) 硬度は第 29 条のとおりとする。

### 第 34 条 (規格の改廃)

本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる。

### 附 則

- (1) この規格は、1974 年(昭和 49 年)2 月 24 日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980 年(昭和 55 年)1 月 1 日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986 年(昭和 62 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990 年(平成 2 年)10 月 20 日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996 年(平成 8 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002 年(平成 14 年)11 月 12 日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006 年(平成 18 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008 年(平成 20 年)5 月 25 日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012 年(平成 24 年)5 月 27 日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日より、施行する。
- (12) この規格は、2018 年(平成 30 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2018 年(平成 30 年)8 月 1 日一部改正し、施行する。
- (14) この規格は、2020 年(令和 2 年)8 月 1 日一部改正し、施行する。
- (15) この規格は、2021 年(令和 3 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (16) この規格は、2021 年(令和 3 年)6 月 10 日一部改正し、施行する。
- (17) この規格は、2021 年(令和 3 年)9 月 1 日一部改正し、施行する。
- (18) この規格は、2022 年(令和 4 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (19) この規格は、2022 年(令和 4 年)6 月 1 日一部改正し、施行する。
- (20) この規格は、公益財団法人 JAPAN BOWLING の登記の日、2024 年(令和 6 年)4 月 1 日より施行する。
- (21) この規格は、2025 年(令和 7 年)3 月 31 日一部改正し、施行する。